附属資料

1	柳井市総合計画審議会条例	P.146
2	柳井市総合計画審議会委員名簿	P.147
3	柳井市総合計画策定に関する規程	P.148
4	計画策定の経過	P.150
5	諮問・答申	P.152
6	総合計画を補完する分野別計画	P.154
7	用語解説	P.155
8	SDGsの達成に向けた施策の推進	P.162

1 柳井市総合計画審議会条例

平成 17 年 6 月 30 日条例第 182 号

(設置)

第1条 柳井市総合計画を策定するため、柳井市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画の策定に関し必要な事項を調査審議する。 (組織)

- 第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 経済産業、教育文化、医療保健、まちづくり等の公共的団体等の代表者又は当該団体等の 推薦を受けた者
 - (3) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は、審議会における調査審議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

- 第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、 市長が招集する。
- 2 審議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。 (意見の聴取)
- 第7条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総合政策部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って 定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月26日条例第1号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月25日条例第1号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

2 柳井市総合計画審議会委員名簿

■策定時(平成27・28年度)

	1/3%27 207		
役 職	氏 名	所属等	区分
会 長	高井 孝則		学識経験者
	小川 康治	柳井商工会議所	
	平田 拓也	大畠商工会	⟨▽▽☆☆
	西川 佳男	南すおう農業協同組合	経済産業
	卜部 隆元	山口県漁業協同組合平郡支店	
	原田 敏弘	柳井市教育委員会	
	桑原 京子	山口県保育協会柳井支部	教育文化
副会長	秋田和美	柳井市小学校長会	
	佐川京子	山口県厚生農業協同組合連合会周東総合病院	
	瀧山 絹代	大畠地区社会福祉協議会	医療保健
	林 志津子	医療法人恵愛会	
	岡田 真代	柳井市女性団体連絡協議会	
	吉光 智惠	こそだてネットワーク柳井	++-~~
	西岡 則之	柳井地区広域消防組合	まちづくり等
	木阪 泰之	柳井商店街連合会	
	重本保恵		八草禾豆
	堀田 久代		公募委員

■変更時(令和4年度)

役 職	氏 名	所属等	区分
会 長	秋田 和美		学識経験者
	弘田 裕子	柳井商工会議所	
	藤中 孝子	大畠商工会	∀ ∇\ \ \ \
	河村 壽雄	JA山口県南すおう統括本部	経済産業
	鈴木 勲	山口県漁業協同組合柳井支店	
副会長	厚坊 俊己	柳井市教育委員会	1/4 - 2 - 1 - / 1 -
	桑原 京子	山口県保育協会柳井支部	教育文化
	佐川 京子	山口県厚生農業協同組合連合会周東総合病院	
	杉森 定夫	柳井市社会福祉協議会	医療保健
	中原千惠子	柳井市女性団体連絡協議会	++-~~
	三戸 純子	こそだてネットワーク柳井	まちづくり等
	田中 朋子		公募委員

3 柳井市総合計画策定に関する規程

平成17年7月1日訓令第26号

(趣旨)

第1条 この訓令は、柳井市総合計画(以下「総合計画」という。)の策定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(総合計画策定の方針)

第2条 総合計画は市勢の現況を把握し、これをもとに将来の都市形成に対する基本構想を描き、この実現のため長期的効率的な計画として基本計画及び実施計画を策定するものとする。

(計画の期間)

第3条 基本構想の期間は、平成38年度を目標とする。

(計画の決定)

第4条 基本構想及び基本計画は、第6条の規定による委員会の審議を経て議会の議決を得ることにより決定するものとする。

(計画の変更)

第5条 基本構想及び基本計画の重要な変更については、議会の議決を経るものとする。

(委員会の設置)

- 第6条 総合計画案を審議するため、柳井市総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- 2 委員長及び委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(専門委員)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、専門委員として識見を有する者から意見を求めることができる。

(会議)

第8条 委員会の会議は、委員長が必要に応じ招集し、その議長となる。

(分科会の設置)

- 第9条 総合計画案の策定のため、分科会を設置する。
- 2 分科会の構成員は、関係部課長等をもって充てる。
- 3 分科会は、計画案の取りまとめのため専任主事を置くことができる。
- 4 専任主事は、関係課長補佐又はこれに準ずる者をもって充てる。

(庶務)

第10条 総合計画策定に関する庶務は、総合政策部政策企画課において所掌する。

附 則

この訓令は、平成17年7月1日から施行する。

附 則 (平成 19年3月30日訓令第13号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成 20 年 3 月 31 日訓令第 13 号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日訓令第8号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日訓令第5号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 31 日訓令第 14 号) この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 (平成 28 年 9 月 26 日訓令第 20 号) この訓令は、平成 28 年 9 月 26 日から施行する。

別表(第6条関係)

委員長	副市長
委員	教育長、総合政策部長、総務部長、建設部長、上下水道部長、経済部長、
安貝	市民部長、健康福祉部長、教育部長、会計管理者、総合政策部次長

4 計画策定の経過

■策定時(平成27・28年度)

27.	6. 1	第1回柳井市総合計画策定委員会
27.	7. 30~9. 18	柳井市総合計画策定に向けた市民意識調査
28.	1. 20	第2回柳井市総合計画策定委員会
28.	2. 15	第3回柳井市総合計画策定委員会
28.	3. 22	第1回柳井市総合計画審議会
		市長から柳井市総合計画審議会へ諮問
28.	3. 24	第4回柳井市総合計画策定委員会
28.	4. 7	第5回柳井市総合計画策定委員会
28.	4. 11~5. 20	柳井市総合計画策定に向けた市民懇談会(12箇所・257人)
28.	5. 27	第6回柳井市総合計画策定委員会
28.	5. 30	第7回柳井市総合計画策定委員会
28.	6. 20	第8回柳井市総合計画策定委員会
28.	7. 1	第9回柳井市総合計画策定委員会
28.	7. 8	第2回柳井市総合計画審議会
28.	7. 26	第10回柳井市総合計画策定委員会
28.	8. 8	第3回柳井市総合計画審議会
28.	9. 16~10. 17	パブリックコメント
28.	10.31	第11回柳井市総合計画策定委員会
28.	11.7	第4回柳井市総合計画審議会
28.	11.14	柳井市総合計画審議会から市長へ答申
28.	12.7	柳井市総合計画(基本構想・基本計画)案を 12 月議会へ提出
		柳井市議会総合計画審査特別委員会設置
28.	12.15	第1回柳井市議会総合計画審査特別委員会
29.	1. 20	第2回柳井市議会総合計画審査特別委員会
29.	1. 27	第3回柳井市議会総合計画審査特別委員会
29.	2. 14	第4回柳井市議会総合計画審査特別委員会
29.	3. 10	第5回柳井市議会総合計画審査特別委員会
29.	3. 17	第6回柳井市議会総合計画審査特別委員会
29.	3. 23	柳井市総合計画(基本構想・基本計画)3月議会において議決

■変更時(令和3・4年度)

4. 1. 21	第1回柳井市総合計画策定委員会
4. 2. 17	第2回柳井市総合計画策定委員会
4. 5. 26	第3回柳井市総合計画策定委員会
4. 6. 3	第1回柳井市総合計画審議会
	市長から柳井市総合計画審議会へ諮問
4. 6. 22	第2回柳井市総合計画審議会
	柳井市総合計画審議会から市長へ答申
4. 7. 4~8. 3	パブリックコメント
4. 9. 5	柳井市総合計画(基本計画)変更案を9月議会へ提出
4. 9. 21	柳井市総合計画(基本計画)変更案を9月議会において議決

5 諮問・答申

■策定時(平成27・28年度)

(1)諮問

柳政企第192号 平成28年3月22日

柳井市総合計画審議会会長様

柳井市長 井 原 健太郎

第2次柳井市総合計画基本構想及び基本計画について(諮問)

柳井市総合計画審議会条例(平成20年柳井市条例第1号)第2条の規定に基づき、第2次柳井市総合計画基本構想及び基本計画について貴審議会の意見を求めます。

(2) 答申

平成28年11月14日

柳井市長 井原健太郎 様

柳井市総合計画審議会 会長 高井孝則

第2次柳井市総合計画基本構想及び基本計画について(答申)

平成28年3月22日付け柳政企第192号で諮問を受けた第2次柳井市総合計画基本構想及び基本計画について、当審議会において調査及び審議を行った結果、別添のとおり「第2次柳井市総合計画基本構想(案)」、「第2次柳井市総合計画基本計画(案)」として取りまとめましたので答申いたします。

なお、貴職におかれましては、基本構想及び基本計画策定後は、審議の過程における意見・提言を尊重し、将来像の実現に向け、「市民の力」を最大限に生かした「協働」を核とする「市民参加」のまちづくりを進めるとともに、総合的かつ計画的・実効的な行財政運営を着実に推進されますよう期待いたします。

■変更時(令和4年度)

(1)諮問

柳政企第34号 令和4年6月3日

柳井市総合計画審議会会長様

柳井市長 井 原 健太郎

第2次柳井市総合計画の変更について(諮問)

柳井市総合計画審議会条例(平成17年柳井市条例第182号)第2条の規定に基づき、第2次柳井市総合計画の変更について貴審議会の意見を求めます。

(2) 答申

令和4年6月22日

柳井市長 井原健太郎 様

柳井市総合計画審議会 会長 秋 田 和 美

第2次柳井市総合計画の変更について(答申)

令和4年6月3日付け柳政企第34号で諮問を受けた第2次柳井市総合計画の変更について、当審議会において調査及び審議を行った結果、別添のとおり「第2次柳井市総合計画基本計画(変更案)」として取りまとめましたので答申いたします。

なお、総合計画の推進にあたっては、下記に特に配慮し、関連する施策を着実に実施していた だくよう要望します。

記

○少子化・人口減少対策へのさらなる取組について

近年、主な出産期にあたる女性の人口が急減したことに加え、未婚率の上昇、平均初婚年齢の高止まりなどの影響により、少子化が想定より早く進行している。令和2年国勢調査による本市の人口は、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計の30,944人をやや下回る30,799人となった。また、旧大畠町区域に加え、令和4年4月1日付けで旧柳井市区域も一部過疎地域に指定された。

少子化・人口減少への対応は、長期的な視点でかつ緊急に最優先で取り組むべき課題であり、結婚・出産への支援、企業誘致等による雇用の場の創出を移住定住の促進に結びつけるよう、なお一層の取組を要望する。

また、安心して子どもを産み育てることができるよう、医療体制の確保、子育て環境・教育環境の充実など総合的な支援への取組を要望する。

6 総合計画を補完する分野別計画

基本目標	計 画 名	計画期間
1	柳井市まち・ひと・しごと創生総合戦略	H27~31 年度
これからの自治体	第3次柳井市行政改革大綱	H27~31 年度
経営	柳井市定員管理計画	H27~31 年度
	柳井市公共施設等総合管理計画	H28~57年度
	柳井市国民保護計画	H19∼
2	柳井市人権教育推進計画	毎年度策定
人権・子育て・教	第2次柳井市男女共同参画基本計画(DV対策基本	H25~29 年度
育	計画含む)	
	柳井市子ども・子育て支援事業計画	H27~31 年度
	柳井市教育振興基本計画	H28~37 年度
	柳井市スポーツ推進計画	H27~36 年度
3	柳井市地域福祉計画・柳井市地域福祉活動計画 Ⅱ期	H25~29 年度
健康・福祉	柳井市健康づくり計画	H24~33 年度
	柳井市高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画	H27~29 年度
	柳井市障害者福祉計画(第VI期障害福祉計画を含	H27~29 年度
	む)	
4	柳井市地域防災計画	毎年度策定
安全・都市基盤	柳井市交通安全計画	H28~32 年度
	柳井市都市計画マスタープラン	H21∼
	柳井市耐震改修促進計画	H19∼
	柳井市公営住宅等長寿命化計画	H25~34 年度
	柳井市橋梁長寿命化修繕計画	H24 年度~
	柳井市生活交通活性化計画	H23 年度~
	柳井市水道ビジョン	H26~35 年度
	柳井市汚水処理施設整備構想	H27~31 年度
5	柳井市景観計画	H24∼
環境	柳井市環境基本計画	H29~38 年度
	柳井市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画	H26~35 年度
	柳井市分別収集計画	H29~33 年度
6	柳井市観光振興ビジョン	H28~37 年度
観光・産業・文化	柳井市中心市街地活性化基本計画	H12∼
	柳井農業振興地域整備計画	H22∼

フ 用語解説

【あ行】	
I oT	《Internet of Things》 あらゆる物(家電、家など)がイン
	ターネットを通じてつながることによって実現する新たなサ
	ービス、ビジネスモデル、又はそれを可能とする技術の総称。
	物のインターネットのこと。
アプリケーション	「アプリケーションプログラム」の略。コンピュータで、使
	用者の業務に応じて作成したプログラムのこと。
SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、社会的ネ
	ットワークをインターネット上で構築するサービスのこと。
	会員数が多いものとして、フェイスブックなどがある。
Lアラート (エリフェート・	自治体等が発した情報を集約し、テレビやネット等の多様なメ
(エルアラート : 災害情報共有システム)	ディアを通して住民に災害情報を一括配信する共通基盤シス
	テム。

【か行】

環境ホルモン	環境中に存在するいくつかの化学物質の中に動物の体内のホ
	ルモン作用と類似の作用をするものがあり、これが野生生物や
	ヒトの内分泌(ホルモン)作用をかく乱することを通じて、生殖
	機能を阻害したり、悪性腫瘍を引き起すなどの悪影響を及ぼし
	ている可能性が指摘されており、これらの問題を日本において
	は「環境ホルモン問題」と通称されている。
キャリア教育	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能
	力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果た
	しながら、自分らしい生き方を実現していくことを促す教育の
	しるが 5、 ロガラしい 上さり と失死し こいてこことにす 教育の
	こと。
 京都議定書	
 京都議定書	こと。
	こと。 平成9年(1997 年)に京都で開催された国連気候変動枠組条
京都議定書	こと。 平成9年(1997年)に京都で開催された国連気候変動枠組条 約第3回締結国会議において採択された議定書。先進国の拘束
京都議定書 	こと。 平成9年(1997年)に京都で開催された国連気候変動枠組条 約第3回締結国会議において採択された議定書。先進国の拘束 力のある削減目標を明確に規定し、世界全体での温室効果ガス
	こと。 平成9年(1997年)に京都で開催された国連気候変動枠組条約第3回締結国会議において採択された議定書。先進国の拘束力のある削減目標を明確に規定し、世界全体での温室効果ガス排出削減の大きな一歩となった。

近隣自治体との	地方自治体が住民情報などを民間のデータセンターに移し、ク
共同クラウド	ラウド上でサービスを受けられる環境のこと。 複数の自治体で
	データを共同管理することでコストを削減できるなどの利点
	がある。
グリーン・ツーリズム	農山漁村地域において、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞
	在型余暇活動のこと。滞在の期間は、日帰りの場合から、宿泊
	を伴う長期的又は定期的・反復的な場合まで様々である。
景観行政団体	景観法に基づく景観行政を担う主体のことで、景観計画を策定
	するとともに、景観計画区域等における良好な景観の形成のた
	めの規制などを行うことができる。本市は、県知事の同意を得
	て、平成20年4月から景観法に基づく景観行政団体に移行し
	た。
健康マイレージ制度	健康づくりの取組をポイント化して、健康グッズ等と交換する
	ことで、健康づくりへの積極的参加を誘導する仕組みのこと。
公共用水域	水質汚濁防止法で規定される公共利用のための河川や湖沼な
	どの水域や水路。
国土強靭化地域計画	どんな自然災害が起こっても機能不全に陥らず、速やかな復
	旧・復興を可能にする「強靭な地域」を作り上げるための計画
	で、国土強靭化基本法に基づき、都道府県や市町村が強靭化に
	係る他の計画等の指針となるべきものとして定める計画。
国立社会保障・人口問題	人口・世帯数の将来推計や社会保障費に関する統計の作成・調
研究所	査研究などを行う、厚生労働省の政策研究機関のこと。
【さ行】	
サイクル県やまぐち	山口県が推進するサイクルスポーツ振興策の略称。県外や海外
	の自転車愛好家らを県内に呼び込み、交流人口の拡大を図るこ
	とを目的としている。
サテライトオフィス	サテライト(衛星)のように、本社と遠く離れた場所に存在す
	る事務所や事業所。勤務地に縛られない情報関連企業を中心に
	導入の動きが広がっている。
集落営農	集落等地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が共同し

る。

て行う営農活動のこと。転作田の団地化、共同購入した機械の 共同利用、担い手が中心となって取り組む生産から販売までの 共同化等、地域の実情に応じてその形態や取組内容は多様であ

会 □□□□	今べこわるのに応充されてしまる金貝のストー小寺広笠で期間
食品□ス	食べられるのに廃棄されてしまう食品のこと。小売店等で期限
	切れなどで販売できなくなった食品、飲食店や家庭などでの食
	べ残し、家庭の冷蔵庫等に入れたまま期限切れとなった食品な
♪ アラート (ジェイアラート:	弾道ミサイル情報、大津波警報、緊急地震速報等の緊急情報を、
全国瞬時警報システム)	人工衛星を用いて国(内閣官房・気象庁から消防庁を経由)か
	ら送信し、市区町村の防災行政無線や携帯メール、コミュニテ
	ィFM等を自動起動させるもので、国から住民まで緊急情報を
	瞬時に伝達するシステム。
ジェネリック医薬品	先発医薬品(新薬)の特許期間が過ぎた後に、製造される後発
	医薬品のこと。先発医薬品と同一の有効成分を含み、品質・有
	効性・安全性がほぼ同等であるものとして認可されたもので、
	費用が安くすむ。
人口集中地区(DID)	国勢調査において、人口密度が 4,000 人/kmの基本単位区等
	が互いに隣接し、合わせて人口 5,000 人以上を有する都市的
	地域をいう。
	D I Dは、Densely Inhabited Districtの略。
スクール・コミュニティ	学校を中心に様々な年齢層の市民が交流を深め、新たな絆を生
	み出すことによって、学校、家庭、地域が一体となった人づく
	り、まちづくりを進める地域のあり方を示したもの。
ストック	ストックとは、ある一時点において存在している資産、資本や
ストックマネジメント	在庫などの量をいう。ストックマネジメントとは、既存の建築
	物、構造物や施設(ストック)を有効に活用し、長寿命化を図
	る体系的な手法のこと。
成年後見制度	病気や事故などにより判断能力が不十分になった人のために、
	家庭裁判所が援助者を選び、その人を法律的に保護する制度の
	こと。
ゾーン30	通学路や生活道路が集中している区域を、歩行者等の通行を最
	優先とする区域(ゾーン)に設定して、その中の最高速度を
	「30km/h」に規制するとともに、その他必要な交通規制
	や道路改良等を行うことで交通事故防止を図る生活道路対策。

【ナー/テ】

ダウンサイジング

老朽化した水道施設の更新に当たり、施設規模の縮小や水道管 の口径を縮小して整備すること。

地域イントラネット	地域の教育、行政、福祉、医療、防災などのサービスの高度化
	を図るため、学校、図書館、公民館、市役所などの公共施設を
	高速で接続するネットワークのこと。
地域おこし協力隊員	地方に関心を持っている都市住民を地方公共団体が「地域おこ
	し協力隊員」として委嘱する。隊員は、一定期間地域に居住し
	て地域おこしの支援や地域協力活動を行いながら、その地域へ
	の定住・定着を図る。
地域高規格道路	全国レベルの高速自動車道などと一体となって地域道路ネッ
	トワークの軸を形成する自動車専用道路若しくは同様の高い
	規格を有する道路のこと。 地域発展の中心となる拠点を連結す
	る、あるいは地域の交流や連携を促進するなどの機能を有する
	ものとして、国が広域道路整備基本計画において指定する。
地域の夢プラン	地域住民自らが、相互の話し合いやワークショップ等を通じ
	て、自主的・主体的に地域の課題や解決方策、将来目標、役割
	分担等を定めた地域の将来計画のこと。
地区計画制度	地区の住民が話し合って、建物などに関するルールや、道路、
	公園などの確保について、きめ細かく計画を定め、よりよいま
	ちづくりを進める制度。都市計画法に基づく決定手続を経て、
	計画内容の効力が発する。
低炭素住宅	建築物における生活や活動に伴って発生する二酸化炭素を抑
	制するための低炭素化に効果のある住宅をいう。都市の低炭素
	化の促進に関する法律(エコまち法)に基づき、低炭素住宅と
	しての認定を受けることにより、税制、金融面での優遇措置が
	得られる。
デマンド交通	あらかじめ定められた区域で、利用者の要望(デマンド)の予
	約を受けて自宅などと目的地間を運行する、乗合方式の輸送サ
	ービス。
特定外来生物	もともとその地域に生息していなかったにも関わらず、人間に
	よって海外などから持ち込まれた植物や動物の中で、外来生物
	法(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法
	律) で、生態系、人の生命・身体、農林水産業に悪影響を与え
	るものとして指定されているもの。これらの飼育、栽培、保管、
	運搬、販売、譲渡、輸入などは原則として禁止されている。

特定用途制限地域	都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域(白地地域)に		
	おいて周辺の良好な居住環境に支障を及ぼさないよう特定の		
	用途の建築物を制限する地域をいう。主に、郊外部への無秩序		
	な都市機能の拡散や市街化を抑制し、環境に配慮した集約型の		
	都市づくりを推進するために用いられる。都市計画法で定めら		
	れた地域地区の一つ。		
都市計画用途地域	 都市計画法で定められた地域地区の一つで、都市機能の維持増		
	進や住環境の保全等を目的とした土地の合理的利用を図るた		
	め、住居、商業、工業など建築物の用途、容積率、建ぺい率、		
	高さなどについて制限を行うもの。		
ーーン	無人で遠隔操作や自動制御によって飛行できる航空機の総称。		
【な行】			
	農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、それを支え		
	る地域活動、農業生産活動の継続、自然環境の保全に資する農		
	業生産活動を支援する制度。多面的機能支払、中山間地域等直		
	接支払、環境保全型農業直接支払の3種類の支援で構成されて		
	いる。		
 日本版 D M O	観光地域づくりの舵取り役として、市場調査などの科学的手法		
	を用い、経営的な視点から「観光地域づくり」を進める法人の		
	こと。		
 認定こども園			
-	育・教育及び保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う		
	施設のこと。		
	施設のこと。		
	施設のこと。		

	, , , — 1
•	1 T 7 T

パブリックコメント制度	行政機関が、政策立案過程において、事前に案を示し、その案		
	について広く住民から意見を募集する制度のこと。		
バリアフリー化	生活する上で妨げとなる建物や公共交通機関などにある階段・		
	段差などの物理的障害物だけでなく、社会参加を困難にしてい		
	る社会的・制度的・心理的な障害や障壁(バリア)が社会から		
	取り除かれた状態。		

パリ協定	平成 2 7年(2015 年)にフランス・パリで開催された国連気			
	候変動枠組条約第21回締結国会議において、2020 年以降の			
	あらたな国際枠組みとして採択された協定。世界共通の長期目			
	標として2℃目標の設定やすべての国による削減目標の5年			
	ごとの提出、更新などが含まれている。			
パンデミック	感染症の全国的・世界的な大流行のこと。			
ВСР	事業継続計画《Business Continuity Plan》の略。企業が自然			
	災害などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害			
	を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復			
	旧を可能とするために、平時に行うべき活動や緊急時における			
	事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこ			
	と。			
PDCAサイクル	行政施策などについて、計画(PLAN)―実行(DO)-評			
	価(CHECK)-改善(ACTION)という工程を継続的			
	に繰り返すこと。結果については、貢献度や有効性などから客			
	観的に評価し、改善方策につなげていく手法をいう。			
病児・病後児保育	病気や病後の子どもを、保護者が家庭で保育できない場合に病			
	院などに付設されたスペース等で一時的に行う保育のこと。			
フリーWi-Fiスポット	公衆無線 L A Nサービスを提供している場所・施設のこと。駅			
	やコンビニ、観光施設など無料でこのサービスを提供する施設			
	が増加しており、スマートフォンやタブレット端末を使って、			
	外出先でインターネットに接続できる。			
フレックスタイム制度	労働者自身が一定の定められた時間帯の中で、始業及び就業の			
	時刻を決定することができる変形労働時間制のこと。			
ブロック化	水道管を、送る管路(輸送管)と配る管路に明確に分け、ブロ			
	ックごとに水量や水圧管理を行うことで、災害に強い管路網と			
	すること。			

【ま行】

学びのサイクル

各学校の「学力向上プラン」を基に、各校が創意工夫しながら、 学校での学びと家庭での学びの連携によって、学力の向上をめ ざす取組のこと。

【や行】	
有収水量	配水池から配水した水量のうち、料金収入の対象となった水
	量。
ユニバーサルデザイン	年齢や性別、身体的能力、国籍や文化など、様々な特性や違い
	を超えて、すべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した
	まちづくりやものづくり、仕組みづくりのこと。
予防保全型橋梁	橋梁の長寿命化を図っていく上で、劣化、損傷が進んだ状態で
	の事後的な修繕、架替ではなく、前もって計画的な補修、修繕
	を行う予防保全的な対応を図っていくほうがコスト縮減につ
	ながるなど合理的であると判断された橋梁をいう。
15/51	
【ら行】	
立地適正化計画制度	都市全体の観点から医療・福祉施設、商業施設や住居等がまと
	まって立地し、公共交通等によりこれらの生活利便施設に容易
	にアクセスできるなど福祉や交通なども含めて都市全体の構
	造を集約化することを目指し、都市機能誘導区域や居住誘導区
	域の設定によりコンパクトなまちづくりを促進するもの。改正
	都市再生特別措置法に基づき、市町村が作成、実施する。
6次産業化	1次産業としての生産に加え、2次産業としての製造業、3次
	産業としてのサービスや販売業を総合的に展開することで生
	産者が新たな付加価値を生み出し、所得の向上や地域雇用の創
	出により、農山漁村の活性化をめざす取組のこと。1次産業×
	2次産業×3次産業=6次産業
【わ行】	
ワークシェアリング	仕事を分かち合うこと。一人あたりの労働時間を短縮すること
	で、社会全体の雇用者数の増大を図る考え方。

8 SDGSの達成に向けた施策の推進

平成27(2015)年9月の国連持続可能な開発サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中の「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」(以下「SDGs」という。)は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指して、経済や社会、環境などの広範な課題に対して、先進国を含む全ての国々の取組目標を定めたものです。

「第2次柳井市総合計画」では、多様な市民ニーズに的確に対応しながら最適な公共サービスを提供し、持続可能な行財政運営を進めていくこととしています。このため、基本計画に掲げる6つの基本目標とSDGsの17のゴールとの関連性を示すとともに、各種施策の推進に当たっては、その相乗効果を意識しつつ、一体的に推進していきます。

【SDGsの1	7のゴール】		
1 対照をなくそう	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を 終わらせる	10 人や国の不平等 をなくそう	各国内及び各国間の不平等を是正す る
2 finke ((((飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄 養改善を実現し、持続可能な農業を促 進する	11 takkirisha shokiris	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント) で持続可能な都市及び人間居住を実 現する
3 すべての人に 健康と福祉を	あらゆる年齢の全ての人々の健康的な 生活を確保し、福祉を促進する	12 つくる責任 つかう責任	持続可能な生産消費形態を確保する
4 質の高い教育を みんなに	全ての人々への包摂的かつ公正な質の 高い教育を提供し、生涯学習の機会を 促進する	13 気候変動に 具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するた めの緊急対策を講じる
5 ジェンダー平等を 実現しよう	ジェンダー平等を達成し、全ての女性及 び女児の能力強化を行う	14 海の豊かさを 守ろう	持続可能な開発のために 海洋・海洋 資源を保全し、持続可能な形で利用 する
6 安全な水とトイレを世界中に	全ての人々の水と衛生の利用可能性と 持続可能な管理を確保する	15 ^{陸の豊かさも}	陸域生態系の保護、回復、持続可能な 利用の推進、持続可能な森林の経営、 砂漠化への対処、ならびに土地の劣 化の阻止・回復及び生物多様性の損 失を阻止する
7 エネルギーをみんなに もしてクリーンに	全ての人々の、安価かつ信頼できる持 続可能な近代的エネルギーへのアクセ スを確保する	16 ### 20 I E	持続可能な開発のための平和で包摂 的な社会を促進し、全ての人々に司 法へのアクセスを提供し、あらゆるレ ベルにおいて効果的で説明責任のあ る包摂的な制度を構築する
8 働きがいも 経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及び全 ての人々の完全かつ生産的な雇用と働 きがいのある人間らしい雇用(ディーセ ント・ワーク)を促進する		持続可能な開発のための実施手段を 強化し、グローバル・パートナーシップ を活性化する
9 産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包 摂的かつ持続可能な産業化の促進及び イノベーションの推進を図る		

【「第2次柳井市総合計画」の6つの基本目標とSDGsの17のゴールとの関連性】





基本目標4 安全·都市基盤 ~災害に強く、安全・安心・快適で便利なまちづくり~ ① 防災・消防 ④ 住宅·住環境 ② 防犯·交通安全 ⑤ 道路·交通 ③ 土地利用·都市構造 ⑥ 上下水道 1 貧困を なくそう **3** すべての人に 健康と福祉を **6** 安全な水とトイレを世界中に ・ 産業と技術革新の 基盤をつくろう 13 気候変動に 具体的な対策を 11 住み続けられる まちづくりを 15 陸の豊かさも 守ろう 16 平和と公正を すべての人に 17 パートナーシップで 目標を達成しよう 14 海の豊かさを 守ろう



